

総力！機能性表示食品を考える

「機能性表示食品」は消費者市民社会の救世主となるか 情報開示で消費者にとっての食の安全が向上

NPO法人食の安全と安心を科学する会 理事長 山崎 毅 氏

安全性には厳しく、 機能性には寛容に

今回の新たな制度は2013年の規制改革会議により生まれたものだ。規制を緩めることで、増加の一途をたどる高齢者の生活習慣病予防と医療費抑制につながるような機能性食品が市場にあふれ、経済の活性化にも寄与できると考えたわけだ。国民が健康長寿+QOL改善+生活も豊かになるのだから、こんなに良いことはない。

だが、規制をできるだけ緩めると言いながらも、食品自体の安全性に問題が生じたり、医薬品まがいのクレームを許してしまったりしては、国民の健康に悪影響が出てしまうことは必至だ。だからこそ、食品そのものの安全性と品質は消費者から見えない部分なので、規制は厳しめに維持する必要があるし、逆に機能性表示に関しては医薬品まがいのクレームにならない程度に「上手に緩める」ことが重要だ。その点で、筆者はいつも機能性食品の規制は「安全性には厳しく、機能性には寛容に」と訴えている。

すなわち安全性に関しては厳しめの基準(GMP、FSSC／ISO、HACCPなど)を義務化してほしいわけだが、それはあくまで食品自体の安全性・品質を向上させるためのものであり、「機能性表示が市場に増えることで副作用や健康被害が起ころうのでは」とする意見には反対だ。本来食品は医薬品のような副作用

が出ないことが特徴で、医薬品との相互作用もよく呼ばれるが、それは食品サイドで管理するのは無理で、医薬品サイドの製薬会社や薬剤師たちがケアすべき領域だろう。

完璧な食品機能成分はない

今回の制度で最も素晴らしいところは、企業などが届け出た安全性・機能性のエビデンス情報が消費者庁および企業のホームページに公開され、一般消費者が自由にアクセスできるようになったことだ。これまで全く霧の中で見えなかつた健康食品の安全性情報も消費者から見えるようになるので、現状・野放し状態の粗悪な健康食品から、安全性に関しても透明性の高い機能性表示食品に切り替えが進むと考えれば、消費者にとっての食の安全が相対的に向上することは間違いない。

そう考えると「機能性表示食品」がまさに消費者市民社会の救世主になりうるものと思えてくる。「食品の臨床試験データなんて公開されたってわからないよ」と言われる方もいるだろうが、消費者庁・厚労省・保健所だけでなく、消費者団体らが公開されたエビデンス情報の中身をつぶさに評価し通訳してくれるので、それに耳を傾けるだけでよいのだ。機能性表示食品の保健機能成分はそうはいっても食品素材なので、医薬品のようなキレはなく、むしろ医薬品ほどの効果が臨床試験で認められたりしたら、それはもはや食品とは



呼べず、副作用を抑えるためにも用法用量を厳しく管理すべきだ。この点、消費者庁検討会の議論では、ともすれば機能性表示食品のガイドラインに関して、医薬品に近い有効性のエビデンスとともに完璧な安全性データを同時に要求するような発言があったようだが、そんな完璧な食品機能成分はあり得ないというのが筆者の実感である。「機能性については寛容に」でなければ、対象食品がほとんどなくなってしまい、制度の形骸化が危惧されるところだ。

本制度が始まったことで、これまで國のお墨付き頼みで思考停止のまま機能性食品を選択していた市民にとって、ついに消費者市民社会を形成するための船出の時が来たとの印象だ。後は、いかに食品事業者が本制度を忠実に利用して、たくさんの機能性表示食品を開発し、目に見えるような医療費削減を達成して国民の健康長寿に貢献することだが、そこに「考える消費者」が主役として活躍できる社会になることを望むところである。